

柏崎市議会基本条例(素案)に対する市民意見(概要)と本市議会の考え方

項目	条文等	意見の概要	市議会の考え方
1	第3条(2) 第4条(1)	「市民の多様な意見を的確に把握」し、どのように吸い上げるのか、具体的に判ればもっと良いのでは。	議会では、広報広聴委員会を設置しました。議会として、「市民の意見拝聴会」、パブリックコメントの実施、また、議員活動の中から市民の多様な意見を把握していきたいと考えております。
2	第3条(4)	「議会の役割を不断に追求」とありますが、追求することを規定するのではなく、役割それ自体をこの基本条例で規定すべきではないかと思ひます。	第1条で基本条例の目的、議会及び議員の役割などを規定しています。
3	第4条 第29条	第4条「政治倫理の向上に努める」、第29条「市議会議員倫理条例を遵守するものとする」。内容が重複しているの、ひとつにまとめてもよいのでは。 その他にも重複する部分があるように感じます。全体的に削れるところは削り、簡潔にまとめた方がわかりやすいと思ひます。	第4条では、議員活動の原則を規定するとともに、選良として自覚を持って政治倫理の向上に努めることを定めています。第29条では議員が遵守しなければいけない倫理条例が別に定めてあることを示しています。
4	第6条 第8条 第15条 第21条3 第22条2, 3 第25条2	すべて「議長が別に定める」とありますが、肝心なことに具体性を持たせず、議長に丸投げしている印象を受けます。どれも重要な項目であり、任期のある議長ひとりの判断において定められるべきではないかと思ひます。(議長の負担も大きいのでは。) また「別に定める」と表記するからには、それが具体的に示されることが前提ではないかと思ひます。 議会の透明性および公平・公正性確保のために、これらについても条例において規定すべきではないでしょうか。	「議長が別に定める」との表現は、議員間の十分な議論に基づき、その結果を議長の名において決定するという事です。 なお、別に定める規則・要綱等については、上記と同様な手法で、並行して制定してまいります。
5	第9条2	議長・副議長の選出については、議長および副議長ともに所信表明を行うべきであり、市民にも公開すべきだと考えます。 市議会議員は市民の代表であり、その長を決めるわけですから、当然市民にも知る権利があると思ひます。	平成11年6月議会から、議長及び副議長になろうとする議員に所信を述べる機会を与えています。本会議場におけるその機会は、市議会のホームページ(中継)で公開しています。また、本条の検討過程においては、様々な議論がありました。ご指摘の点は今後も検討を重ね、より市民にわかりやすい正副議長選出を行ってまいります。
6	第11条2(3)	多くの議員さんが市外・海外視察に行かれているようなので、友好都市・姉妹都市を議会側から提案してもよいのではないかと思ひます。 よって文言を「協定締結の提案」としてはいかがでしょうか。	この条文は、議決事項を定めた条文です。ご意見のような提案については、他の条項で定めてあります。
7	第14条	「調査をさせ」という表現は上から目線に感じられますし、そもそも議会にその権限があるのでしょうか。 「調査を依頼し」とした方が適切ではないかと思ひます。	議会に与えられた権限を行使する場合の一般的な表現として用いていますが、ご指摘をくださいましたとおり、「調査を依頼し」といたしました。
8	第19条2	「原則として公開するもの」とありますが、ではどんな場合が非公開なのでしょう。非公開の基準を規定すべきだと考えます。	個人情報等が公開されないよう配慮した文言です。別に作成する本基本条例の逐条解説には、「例えば、個人情報等が含まれる場合」と明記します。
9	第19条3	意見を述べる機会を「与える」とありますが、これも上から目線の表現に感じます。「提供する」の方がよいのでは。	第14条と同様に、議会に与えられた権限を行使する場合の一般的な表現として用いていますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、「設ける」といたしました。
10	第26条2	研修そのものを否定はしませんが、自主的に本条例を含む関係条例に目を通し、遵守できるような議員さんに当選してほしいものです。	そのとおりだと考えます。
11	第28条	図書室に個人情報に関わる資料が置かれているようであれば、市民の利用(入室)は避けた方が無難かと思ひます。ただし蔵書目録があれば公開し、希望する市民に貸し出すといった方法もあるかと思ひます。	将来に向け、貸し出す方向で検討してまいります。
12	第32条	「目的」の達成ではなく、条例そのものが遵守されているのか検証し、改善策を講じるような内容にしてはいかがでしょうか。 見直し手続きについても、もう少し具体的に(全会一致か等)規定してはどうかと思ひます。	第1条に定めた目的の達成度を検証することと、検証した結果を受けての見直しについて定めていますが、ご指摘のように、議会全体の総意に基づき見直ししてまいります。
13		皆様の取り組みがより良い議会運営、そして市政運営につながるよう、心よりご祈念申し上げます。	ありがとうございます。
14		今後も市政(議会)運営、期待しております。	ありがとうございます。